

- 募集期間：令和3年12月15日（水）から令和4年1月14日（金）まで
 ○提出人数：5人、1団体
 ○意見総数：50

番号	意見の概要	市の考え方(案)
1	コロナで在宅勤務も当たり前のこととなってきていますが、その事柄に言及がありません。通勤が在宅となると家庭生活は一変し、新たな家庭生活、健康管理なども必要になり、男と女or夫と妻の立ち位置も変化してきます。その記述なしでプランを発表するのはまずいと思われます。是非この在宅と男女について検討し盛り込んでください。	ご意見を参考に、計画策定の趣旨の中で「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅勤務をはじめとするテレワークの推進など、働き方に変化が生じている」ことに触れるように記載を改めます。
2	P13本文1行目「市職場に置ける管理監督職（6級以上）の・・・」と書かれていますがこの6級などと市役所でしか通じない言葉を公のプランに記述してよいのでしょうか？もっと穏やかに、誰でもが分かるような記述にしましょう	ご意見を参考に、P13の「管理監督職（6級以上）」の表記を「管理監督職（課長補佐級以上）」に改め、P39の指標一覧①の「（課長補佐級以上（6級以上）」の表記を「（課長補佐級以上）」に改めます。
3	方針決定過程への女性の進出は、社会のあらゆるところにおける女性の進出を対象としているではありませんか？	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、社会全体で高めていく必要があるため、市・企業・地域といった3つの方策により、女性の参画拡大に向けて取り組みを進めます。
4	市の課長補佐級以上の現状値と目標値が公表されていますが、部長級以上も公表してください。女性はよくてもせいぜい「課長止まり」、いわゆる「ガラスの天井」の解消にむけて実態公表から始めてください。	女性職員の登用については、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画として、具体的に中期的な目標値を設定しております。今後の方向性として、女性職員の登用については、引き続き推進を図るものと認識しております。なお、部長級以上の女性職員の割合につきましては、ホームページ上で特定事業主行動計画の計画に関する情報として、各役職階級の職種的女性割合の中で公表しております。
5	市職員の働き方では、女性管理職の比率や男性の育休などがいつも盛り込まれていますが、正規職員だけでなく、女性が多い会計年度任用職員の処遇改善や雇用の継続も女性の経済的自立につながると思います。検討されたことはないのでしょうか。	会計年度任用職員の処遇につきましては、国、県及び近隣市との均衡等を総合的に勘案して、情勢適応の原則に則り引き続き適切な水準を維持してまいりたいと考えております。また、雇用につきましては、平等取り扱いの原則、均等な機会の付与の考え方を踏まえて雇用を行っております。
6	男性の育児休業取得について市職場の現状値は8.4%、2025年の目標値が40.0%ですが、低すぎます。市職場、とりわけ学校の教職員の取得率を女性のそれと同値にするよう、目標の設定の段階から取り組んでください。	男性の育児休業取得の2025年の目標値につきましては、国の目標値（30%）や本市の男性職員の育児休業取得希望を踏まえ、40%に設定いたしました。まずは目標が達成できるよう職員に周知等を行い、男性の育児取得率の向上に取り組んでいきたいと考えております。また、令和2年度における本市の男性教職員の育児休業取得率は7.6%（6名）、平均取得日数は142.1日となっております。女性の育児休業取得率は100%（107名）、平均取得日数538.6日という状況です。取得率と期間の目標値につきましては、市職員の目標値に準じて取り組んでまいります。今後も男性教職員の育児休業を取得しやすい環境作りに努めてまいります。
7	職場でのハラスメント防止には何がハラスメントであるのかを「されている」人が意識することが必要です。まずはその啓発のためにもハラスメントの事例を多種記載したアンケートを実施してください。そのアンケートに答えることが啓発につながります。	何がハラスメントにあたるのか等ハラスメントへの認識を深めていただくように講座の開催等を通じて意識啓発を図ってまいります。
8	ひとり親家庭の「自立のための支援」と書かれてはいますが、「今すぐの支援」についての文言がありません。事業としては取り組まれているのかもしれませんが、やはり太く打ち出してください。	「今すぐの支援」を生活困窮等への緊急な支援と解釈した場合、当事業以外での支援が必要と考えられます。そのため、「今すぐの支援」が必要な場合は、然るべき担当課へ繋いでおります。

番号	意見の概要	市の考え方(案)
9	女性が働き続けるうえでの困難に対して、情報提供や相談などの支援を充実してください。	女性が働き続けることを支援するため、市では県や千葉県ジョブサポートセンター(※)、近隣市との共催で女性向けの再就職支援セミナーを実施しております。また、ダイバーシティ推進事業として、事業者に対して女性をはじめとした多様な人材活用の重要性、及び女性が働き続けられる労働環境整備のためにワーク・ライフ・バランス推進に関して周知・啓発を図っております。さらに船橋商工会議所との連携により起業セミナー等を開催し女性の起業も含め支援しております。
10	女性の転職、再就職、起業や、仕事を継続できるための条件整備など、女性が働き続けるうえでの困難に対し、ハローワークなど各種機関とも連携し、情報提供や相談などの支援をする取り組みを充実してください。	(※)…千葉県と国(ハローワーク)が協力して、就労支援を行う総合支援施設
11	船橋市がパートナーシップ宣誓制度を導入したことをもっとアピールしてください。	「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」の趣旨が理解され、社会活動の中で最大限に尊重されて公平かつ適切な対応がされるよう、市民や事業者の皆様に向けて「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」の周知啓発に努めてまいります。なお、令和3年度の船橋市男女共同参画情報誌「ふなばし」の掲載準備を進めております。
12	パートナーシップ宣誓制度についてファミリーシップ制度の導入を早急に行ってください。	まずは令和3年12月に開始した「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」の周知啓発に努めたいと考えております。ファミリーシップについては、パートナーシップ制度の運用状況を踏まえたうえで、当事者の意見や近隣市町村等の動向を参考にし、今後の方針を検討してまいります。
13	多くの部署がかかわることで、男女共同参画への関心が広がることはよいと思います。しかし、あまりに広げ過ぎて焦点がぼやけるということもあると思います。例えば「方策⑨高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる環境整備」は、男女共同参画とどういう関連になるのでしょうか。取り上げるならば、男女共同参画との関連で、課題をとらえてほしいと思います。例えば、高齢者を例にとれば、女性のほうが単身世帯になる場合が多く経済的な問題もあります(高齢女性の貧困)。計画にそこまで書き込んでほしいと思いました。	性的少数者、障害者、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。また、女性の貧困は、ひとり親、単身女性、高齢女性も含め、全ての年代の女性に生じ得る問題です。そのため男女共同参画の視点から、「方針3 誰もが安心して暮らせる環境の整備」の中で「方策⑨高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる環境整備」をひとつの方策としております。
14	「避難所の運営に女性の視点を加える」ことを、より具体的に示し、各避難所の責任者には必ず女性を入れるようにしてください。避難所での生理用品の配布、性被害を防ぐ、炊き出しや清掃の役割を女性にだけ担わせないなどの点について、日頃の防災講座や避難所の責任者へのレクチャーでは、ジェンダー平等の観点から必ず行うようにしてください。	避難所運営マニュアルにおいて、避難所運営委員会の構成員のうち、女性の割合が少なくとも3割以上になるように努めるものとしております。また、男女共同参画の視点に立った防災講座の開催を通じて、男女平等の観点について、周知を行ってまいります。
15	課題Ⅲ配偶者等からの暴力の根絶に関して、DV相談の状況として、警察への相談件数が年々増加している一方、船橋市の女性相談室の相談件数はあまり増えていません。警察への相談と女性相談なので比較できないのかもかもしれませんが相談件数が少なかったり増えていないので、なぜそうなのか分析して計画に生かしてほしいです。本当に困っている人は、待っているだけでは相談にこないと思います。	25ページの「女性相談室のDV相談件数(船橋市)」の数字は他部署の相談件数も含んでおりますので、グラフ名を「DV相談件数(船橋市)」に改めます。DV相談の件数については、その時々々の社会情勢や家庭の状況により大きく左右されるものと考えておりますが、本市の女性相談において、身体に危険が及ぶ恐れのある相談があった場合は、速やかに警察に相談するよう促しております。こうした状況もあることから、緊急対応を求める警察への相談は増加してきていると思われる。なお、本市の女性相談においては配偶者暴力相談支援センターの機能を有しており、カウンセリングや緊急時における安全の確保及び一時保護、自立支援促進に関する援助等も行っておりますので、DV被害者が相談しやすいよう、周知及び相談・支援体制の充実を図ってまいります。
16	DVやデートDVについて、更なる啓発をお願いします。	DVについては、講座を開催するほか、パネル展示を実施するなど啓発を実施してまいります。また、デートDVにつきましても、市内学校で講座を開催するほか、リーフレットを作成し、学校への配布を検討することを考えております。
17	3次計画から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」にもとづく市町村計画になり、対策も増え相談しやすい環境が推進されている事と思います。しかし一般市民向けの講座は回数も少なく、啓発はまだ不十分といえます。DVやデートDVについて、身近な問題として知ることのできる講座を積極的に開催してください。	

番号	意見の概要	市の考え方(案)
18	方策⑩で方向性として「暴力の加害者～学習機会を提供する」とありますが、現にDVを行ってしまっている加害者への教育も行ってください。内閣府の男女共同参画局にはその情報があります。参考にしてください。	配偶者等からの暴力の根絶には、早い段階で加害者側にも気づきを促す未然防止の視点が必要だと認識しております。加害者を特定しての教育は困難であると考えておりますが、不特定多数に向けてDVやデートDVの正しい知識や情報の普及、啓発を行うことが、加害者に気づきを促すことに繋がるものと考えております。
19	事業番号63の防犯灯をさらに増やし、その維持管理の費用を市が十分に負担してください。	船橋市の防犯灯の設置及び維持管理につきましては、地域の自主的な防犯活動の一環として町会・自治会に行っていただいております。市は補助制度を設けてその活動を支援しています。設置につきましては、限度額はございますが、原則として工事費の9割を助成しており、現在も地元のご要望により、町会・自治会において、暗い箇所・危険な箇所等に防犯灯の整備を進めていただいております。維持管理につきましては、前年度の契約容量ごとの電気料金を基に算定した額を助成しております。
20	痴漢も性犯罪・性暴力であるとの認識のもと、その根絶にむけて市も取り組んでください。たとえば学校に通う児童生徒へのアンケート調査を行い、調査には「いつ・どこで・どんな人に・どのような」被害を受けたかだけでなく、二次被害と呼ばれる、周囲からどんな対応をされたのかを含む内容でその実態を把握するところから始めてください。	広く市民に対しては、性犯罪や性暴力被害者のための相談・支援情報をホームページ等を通じて周知するとともに、性暴力を含めた女性に対する暴力根絶に向けた啓発を進めております。児童生徒に対しては、教育委員会では千葉県教育委員会からの「セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査」を毎年実施しており、実態把握に努めております。また、令和3年4月に「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」を千葉県教育委員会が開設しており、電話やホームページから匿名の相談を受け付けております。「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」に本市に関する相談があった際は、千葉県教育委員会からの情報を受け、適切に対応してまいります。
21	教員からの性暴力被害に遭った場合、ためらわずに相談できるシステムを学校につくってください。	児童生徒が声をあげやすい環境、相談をしやすい環境を作るため、全校に「セクハラ相談箱」を設置し、適宜情報収集をするよう努めております。また、児童生徒が相談しやすい教員を、「セクハラ相談員」として周知するとともに、「セクハラ相談員」を中心とした校内相談体制を構築するよう努めております。
22	痴漢や性犯罪を防ぐ取り組みを行うなかで、被害者に落ち度があるかのような看板やポスターは止めてください。	市が啓発を行う場合には、被害者に落ち度があるかのような誤解を与えないように注意いたします。
23	性被害を防ぐという意味でも、学校の制服で、スカートでは無くスラックスを希望すれば選べるようにしてください。	選択制を導入している学校もございます。今後も制服選択制について、学校に働きかけてまいります。
24	「男女共同参画」のなかに介護支援を盛り込むことの危険性を意識してください。介護を主として担っている女性を支援するという発想のみで終われば、結局「介護は女性（娘・妻・嫁）の仕事」との社会通念を後押しすることになってしまいます。「方策⑮」介護支援の充実について、介護は男性もするもの、そして社会で担うものという点を強く出してください。	男女共同参画計画では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識が解消され性別に関わらず仕事と育児や介護の両立ができることが重要であるとの視点から、課題IV「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」で固定的性別役割分担意識の解消に触れ、その中の方策として「介護支援の充実」を計画に含めております。
25	方針7で「子どもの意識形成に大きな影響力をもつ学校教育や、高齢者に至る幅広い世代を対象とした社会教育等において、男女平等の理念を推進する教育・学習の機会の充実を図ります。」とあります。この文面は第4次fプランより、一歩入り込んでおり、評価できます。	ありがとうございます。男女共同参画の意義について理解が深まるよう取り組んでまいります。
26	中学校の教育は子どもの一番の基礎となるものです。方策⑰の男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実の部分に、児童・生徒に対する項目がないのは不満です。	中学校では、男女共同参画について家庭科で系統立てて学習し、人権教育の中でも扱っています。今後も、啓発できるよう努めてまいります。

番号	意見の概要	市の考え方(案)
27	時代の変化に応じたキャリア教育を行ってください。特に女性が生涯を通じて、経済的に安定した生活を送るためのキャリア教育をお願いします。	本市のキャリア教育は、「自らのキャリア形成のために必要な汎用的能力を育てていくものであり、学校の教育活動全体を通して行うもの」という考えのもと、各学校で「キャリア教育全体計画」を作成し、意図的・計画的にすすめています。全体計画においては、各学校で定めるキャリア教育の目標及び育成すべき能力・態度、教育内容や方法、各教科等との関連が明確化するよう、指導助言を行っております。今後は、小学校・中学校・高等学校の連携を更に進め、キャリア教育の充実に努めます。
28	時代の変化に応じたキャリア教育をおこなってください。 男女を問わずここ10数年で労働環境は大きく変化し、コロナ期を経てさらにIT化や多様な働き方が広がっています。児童、生徒へのキャリア教育の必要性は認識されていますが、特に女性が生涯を通じて経済的に安定した生活を送るためのキャリア教育をおこなってください。	
29	それぞれの性を尊重し、自分や他人の身体を大切にすることの教育をしてください。 誰もが性の自己決定権を持つこと、暴力は許されないこと、を学ぶ教育をお願いします。	学校では人権・道徳教育を重視しており、日頃より児童生徒に人権・道徳感覚が育つよう、全ての学校教育活動の中で、「生命の大切さに気づくことができる」などの教材や題材を取り上げたり、人権について講演会なども行い指導したりするなど、工夫をしております。特に、道徳科においては「生命の尊さ」の内容項目で考えを深めることになっております。教育委員会としましては、今後も自他ともに生命を尊重する内容をより重視するよう各学校に働きかけてまいります。
30	それぞれの性を尊重し、自分や他人の身体を大切にすることを教育に盛り込んでください。 児童、生徒の年齢に応じて、それぞれの性や身体を尊重すること、誰もが性の自己決定権を持つこと、暴力は許されないものであることを学ぶ機会を、外部の人材も活用し積極的に作ってください。	
31	インターネットを通じた性暴力を防ぐための教育をしてください。	学校では情報モラル教育を通じて、インターネット等の利用について児童生徒に指導を行っております。また、市のスクールロイヤーによる出張授業において、SNSの危険等についての予防教育を行い、その中で個人情報の書き込みや画像の掲載等について注意喚起をしております。今後もSNSの利用について、各学校において引き続き指導を行ってまいります。
32	インターネットを通じた性暴力を防ぐための教育をして下さい。 子どもたちの暮らしや学習に、インターネットやSNSが欠かせないものになっています。特に、インターネットを通じた性にまつわる犯罪に巻き込まれる危険が増えており、自分や家族の画像を送信しない、学校名や住所などをSNSに書き込まない、などの教育を、学校を通じておこなって下さい。	
33	男女共同参画センターを拡充してください。	団体利用の促進や企画等の実施によりセンター機能を充実させてまいります。
34	男女共同参画センターとして自由に使える部屋を確保してください。	令和3年12月より、男女共同参画センターの交流コーナーを男女共同参画センター登録団体の企画講座等でも利用できるよう、より使いやすいスペースとしての工夫をしておりますので、ご活用ください。
35	男女共同参画センター利用は、本来は個人だけでなく市民が研修を受けたり、講演を聞いたりする場、女性団体が活動拠点とする場です。これらのことが本文にぬけています。もっと本来の男女共同参画センターに生れ変わるよう文言をふやし、みんなが待っているセンターにしていけるようプランの上でも支援してください。	男女共同参画に関する講座等については、主に公民館を開催場所として市民の方に対する啓発を進めておりますが、令和3年12月より、男女共同参画センターにおいても一部企画を進めております。団体利用の促進や企画等の実施によりセンター機能を充実させてまいります。
36	今期fプラン計画期間中の大きな変化として、旧男女共同参画センターの閉鎖と新センターの開設がありました。 男女共同参画センターが男女共同参画の推進拠点であることが明記されていることはよかったです。	ありがとうございます。男女共同参画センターの意義について理解が深まるよう取組んでまいります。
37	男女共同参画センターの利用促進をプランの目標に入ってください。	男女共同参画センターについては、図書の実施や企画等の実施、交流コーナーの有効活用等、センターの充実によって利用促進を進めてまいります。計画の目標として設定する予定はございません。
38	市民団体の育成や、市民団体との協働事業である男女共同参画フェスティバルの実施なども、センターの機能を生かしながら発展させてください。	団体利用の促進や企画等の実施によりセンター機能を充実させてまいります。 男女共同参画センターで、男女共同参画フェスティバルに関連した事前展示をするなど、男女共同参画センターの活用を検討してまいります。

番号	意見の概要	市の考え方(案)
39	計画の実施にあたり、指標を定めていくことと思いますが、各指標は「そこそこ実現できそうな数値」におさめるのではなく、この計画の期間内だけでは実現できないかもしれないものであっても、理想を追求していただきたいと思います。	男女共同参画計画は5年ごとに策定することから、長期的な目標値ではなく、5年後を見据えた目標値としております。
40	男女共同参画課を船橋市に設ける計画をたててください。	船橋市では市民協働の取り組みと連携し、男女共同参画の推進を図るという考えから、市民協働課において所管しております。
41	男女の賃金格差解消にむけて実効性のある計画をたててください。たとえば、市内の企業等に対して男女別の賃金の公表を促し、格差解消への取り組みを推奨してください。	国や県の動向を注視してまいります。
42	次回の計画策定時に意見はあまり反映されていないと感じました。4月から実際に運用されるであろう案の最終案を形だけパブコメにかけることがその要因と思います。これからはもっと前に案を公表し、意見を求め、市民の意見を取りこむことができるよう検討してください。	計画策定にあたっては、男女共同参画計画市民アンケートを実施し、今後の施策に反映させていくための基礎資料とすることを目的に、市民の皆様にも男女平等に関する意識やご意見をお聞きしております。アンケート結果は、市民公募の委員を含めた会議体である船橋市男女共同参画推進委員会で報告をし、計画策定に向けた議論を重ねております。
43	アンケートの数値が出てきますが、これらの数値は一括して参考資料としてつけるのが良いと思います。本文上は煩わしいです。計画の最終年にもなるとアンケートは何年前の数値になってしまうか考えてください。	課題や方針の説明のために、令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケート結果の数値を本文上に記載し、計画策定時点での現状に触れております。
44	生理の貧困解消への取り組みが、市内の数カ所のみで、かつ限られた期間での無料生理用品の配布だけでは不十分です。公的施設(学校も含め)のトイレの個室に自由に(無申告で)使用、持ち帰れる無料の生理用品を置くことを計画してください。	生理用品を購入できないほど経済的に困窮している方に対しては、経済的な自立を促すことが必要であり、本市では、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるにてご相談をお受けしております。多くの市民に届くよう、さーくるの周知に努めてまいります。ご寄付等いただいた生理用品に関しましては、必要とする方へ届くよう、配布場所・方法をその都度検討してまいります。なお、市立小学校・市立中学校においては、トイレ等にカードを置く等、保健室で生理用品を受け取ることができるよう工夫しています。
45	無料生理用品の学校への設置を行わない理由として今年船橋市は「女性教員・養護教員への負担が増すから」と回答しましたが、男性教員には関わらせないことはリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からいって、それが誤りであることは言うまでもありません。講座として生理の学習を行い、とくに男性教員の受講をすすめてください。	男女共同参画社会を形成、推進していくためには、男女の地位の平等感などを醸成していく必要があります。そのため、学校教育においては、生理(月経)を含めた男女それぞれの性的特徴を考慮しつつ、児童生徒の指導にあたるのが大切であると考えております。教職員の研修でも、これらを踏まえ検討してまいります。
46	初潮を迎える年齢期からの環境、教育で、「生理は恥ずかしいものではない」と教え、赤ちゃんを産む身体をもった女性の、心身両方への負担を理解した次世代の男性を育てる取り組みを行ってください。	小学校においては中学年の保健の学習で「思春期にあらわれる変化」、中学校においては保健体育の学習で「生殖機能の成熟」として男女一緒に授業を行っております。
47	男女混合名簿の実施率を100%にしてください。	名簿の使用に関して、各学校における児童生徒の実態に合わせて適切に判断して使用するようお願いをしているところです。現在の社会の情勢における性の多様性等に配慮し、差別、偏見等の問題を解消し、平等な社会をつくる視点から、男女混合名簿は有効であると考えておりますので、引き続き、男女混合名簿の使用を検討してまいります。
48	男女混合名簿の利用を推進してください。男子が先で女子が後という固定観念が児童、生徒に定着することのないようにお願いします。	
49	学校教育での具体的な事業がみえません。「人権教育・啓発事業の促進」の中で、男女混合名簿の推進を是非、進めていただきたいと思っております。	
50	男女混合名簿の利用を推進してください。学校で利用する名簿は男女混合名簿を基本とし、男子が先で女子が後という固定概念が児童、生徒たちに定着することのないようにしてください。	